

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、次の条項により契約を締結する。

(委託事業の内容)

第1条 甲は、事業(以下「委託事業」という。)を別添仕様書(以下「仕様書」という。)により乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託料)

第2条 甲は、乙に対し、委託料として金_____円 (うち消費税及び地方消費税の額を含む) を支払うものとする。

(委託の期間)

第3条 乙は、本契約締結の日から令和7年1月31日までの間に委託事業を行うものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、_____とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の可否)

第6条 乙は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(事業計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第8条 乙は、計画書の内容を変更しようとするときは、事前に変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

第9条 乙は、委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、甲の指示を受けなければならない。

（調査等）

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（実績報告及び完了検査）

第11条 乙は、受託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に委託事業の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第12条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書（様式第5号）により請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

（前金払）

第13条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第6号）により請求するものとする。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は

相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

- (4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第 16 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第 16 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる

(関係書類の整備及び保管)

第 17 条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

(権利関係)

第 18 条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲側に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、成果品にかかる著作権者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行わないものとする。

3 前二項の規定に関わらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 20 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 6 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県

知 事 中 村 時 広

乙

様式第1号(第7条関係)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

団体名

代表者職氏名

印

SEMICON Japan 2024 愛媛県ブース出展支援業務事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した SEMICON Japan 2024 愛媛県ブース出展支援業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を次のとおり提出します。

記

- 1 事業計画書 別紙1のとおり
- 2 収支予算書 別紙2のとおり
- 3 その他

※押印を省略する場合は、電子メールにより、下記欄に記載した責任者及び担当者のメールアドレスを宛先を含め、県が指定する宛先へ提出すること。押印を省略しない場合は、下記欄への記載は不要。

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

	職	氏名	連絡先 (E-mail)
責任者			
担当者			

(別紙1)

事業計画書

1 事業の内容

2 事業の実施期間

(別紙2)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
合計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
小計		
消費税及び地方消費税相当額		
合計		

様式第2号(第8条関係)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

団体名

代表者職氏名

印

SEMICON Japan 2024 愛媛県ブース出展支援業務事業変更計画書

令和 年 月 日 第 号で承認のあった事業計画書を次のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後がわかるように記載すること。）
- 3 収支予算書
- 4 その他

※押印を省略する場合は、電子メールにより、下記欄に記載した責任者及び担当者のメールアドレスを宛先に含め、県が指定する宛先へ提出すること。押印を省略しない場合は、下記欄への記載は不要。

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

	職	氏名	連絡先 (E-mail)
責任者			
担当者			

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

団体名

代表者職氏名

印

SEMICON Japan 2024 愛媛県ブース出展支援業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した SEMICON Japan 2024 愛媛県ブース出展支援業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を次のとおり提出します。

記

- 1 事業実績書 別紙1のとおり
- 2 収支決算書 別紙2のとおり
- 3 その他

※押印を省略する場合は、電子メールにより、下記欄に記載した責任者及び担当者のメールアドレスを宛先を含め、県が指定する宛先へ提出すること。押印を省略しない場合は、下記欄への記載は不要。

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

	職	氏名	連絡先 (E-mail)
責任者			
担当者			

(別紙1)

事業実績書

1 事業の内容

2 事業の実施期間

(別紙2)

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
合計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
小計		
消費税及び地方消費税相当額		
合計		

様式第4号(第11条関係)

愛媛県ブース出展支援業務事業委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

団体名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した SEMICON Japan 2024 愛媛県ブース出展支援業務に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

一金		円也	
内 訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

※押印を省略する場合は、電子メールにより、下記欄に記載した責任者及び担当者のメールアドレスを宛先を含め、県が指定する宛先へ提出すること。押印を省略しない場合は、下記欄への記載は不要。

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

	職	氏名	連絡先 (E-mail)
責任者			
担当者			

様式第5号(第12条関係)

SEMICON Japan 2024 愛媛県ブース出展支援業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

団体名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した SEMICON Japan 2024 愛媛県ブース出展支援業務に係る委託料について、委託契約書第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

一金		円也	
内 訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残額	金	円也

(注)前金払を必要とする理由書を添付すること。

※押印を省略する場合は、電子メールにより、下記欄に記載した責任者及び担当者のメールアドレスを宛先を含め、県が指定する宛先へ提出すること。押印を省略しない場合は、下記欄への記載は不要。

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

	職	氏名	連絡先 (E-mail)
責任者			
担当者			